

利用申込み受付の特例（先行予約）について

令和6年4月1日

かながわ労働プラザでは、下記の要件のいずれかを満たす催しものについては、1年前からの予約（先行予約）を受け付けます。

1年前の月の前月までに、先行予約申請書により申請していただき、調整させていただきます。

尚、先行予約承認後のキャンセルにつきましては、お受けできませんのでご注意ください。

- 1 労使団体が行う大会・総会、国、県、市町村、労働関係団体が行う8時間以上使用する大きな行事
- 2 披露宴（結婚式を含む）
- 3 指定管理者が特に認める催し物
指定管理者が特に認める時とは、次の場合をいう
(1) 県・関東甲信越、全国大会等の規模であって次のいずれかの室場を8時間以上使用する大規模な催し物（分科会等で小会議室の併用も含む）
 - ア 多目的ホール
 - イ 第3会議室
 - ウ 第5、6、7会議室
(2) 多目的ホール・会議室等の利用時間が1日8時間以上で使用する催し物
(3) その他公共性が高く、先行予約が妥当と思われるもの
- 4 県等事業（国、県、市町村からの委託事業も含む）